平成１８年（フ）第３４４号
開始決定時の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町二名甲1547番地
破産者　竹内　敬純
1　期日　平成22年１月28日午後２時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月２日　松山地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第４３号
大分県日田市大字東有田997番地
破産者　秋月　勝信
異議申述期間　平成22年１月５日まで
平成21年11月２日　大分地方裁判所日田支部

免 責 決 定

平成１６年（モ）第１３０８号
（平成１６年（フ）第３０８号）
福岡県行橋市南大橋３丁目13番20号川島団地２―20号
破産者　井本　光子
主文　破産者について免責を許可する。
平成21年10月28日　福岡地方裁判所行橋支部

免責決定確定

平成１５年（モ）第２３４３号
（平成１５年（フ）第３４５号）
石川県小松市下牧町丙93番地
破産者　川腰　敏雄
1　主文　破産者を免責する。
2　決定確定日　平成21年10月29日
金沢地方裁判所小松支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第３３号
札幌市東区北42条東15丁目１番１号
清算株式会社　株式会社メトリックス
代表清算人　窪田もとむ
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（ヒ）第９号
静岡市葵区鷹匠１丁目１番１号
清算株式会社　株式会社新静岡センター
代表清算人　舟橋　彌舟
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０７５号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目27番13―1003号
清算株式会社　株式会社ＳＷＴ
代表清算人　坂本　博之
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の内容
協定債権者数、協定債権額等は以下のとおりである。
協定債権者数　２名
協定債権者総額
元本及び開始決定前日までの利息・遅延損害金　59,350,270円
開始決定日以後の利息・遅延損害金　額未定
2　協定債権の弁済
特別清算株式会社（以下「会社」）は、別紙株式会社ＳＷＴ協定債権者一覧中の「協定債権者」欄記載の協定債権者（以下「協定債権者」という）に対し、本協定の認可決定確定日の属する月の翌月末までに、別紙株式会社ＳＷＴ協定債権者一覧中の「弁済額」欄記載のとおり、協定債権元本及び会社の特別清算手続開始決定日（以下「開始決定日」という）の前日までの利息・遅延損害金の合計額に対する0.027158％の金員（円未満切り捨て）を、後記第４項⑵「弁済の方法」に従って支払う。
3　協定債権の支払の免除
⑴　開始決定日以後の利息・遅延損害金
協定債権者は、本協定の認可決定が確定したときに、開始決定日以後に発生する利息・遅延損害金全額の支払を免除する。
⑵　元本及び開始決定前日までの利息・遅延損害金
協定債権者は、前記第２項「協定債権の弁済」記載の弁済金全額につき支払をうけたときは、協定債権者額から弁済額及び上記⑴の金額を控除した残金につき、その債権の支払を免除する。
4　協定の骨子
⑴　配当原資
会社は、申立前に事業閉鎖しており、預金利息1,326円および還付予定の消費税14,792円を配当原資とする。
⑵　弁済方法
①　本協定に基づく弁済は、協定債権者が文書にて指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。振込に要する費用は、協定債権者の負担とする。
②　会社は、本協定に基づく弁済期日の１週間前までに、協定債権者から指定預金口座の通知がない場合、当該協定債権者については弁済の受領を拒絶したものとして、弁済金の支払につき東京法務局に民法494条に基づく弁済供託をすることができる。
5　残余財産の換価・追加弁済
⑴　清算人は、前記第２項の弁済後、会社において新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価の上、各協定債権者に対し、換価金額から必要な換価費用を控除した残額を各協定債権額に応じて支払う。
⑵　上記⑴の場合、協定債権者が第３項の規定により行った残債権の支払の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２１年（再）第６号
岐阜県養老郡養老町高田2990番地の４
再生債務者　株式会社エス・エス・ケー
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岐阜市端詰町55番地　オフィスＩ・Ｏ・Ｐ２階　弁護士　小森　正悟
3　監督委員の同意を得べき事項（常務に当たるものを除く。）
1　再生債務者が所有する財産（ただし、商品を除く。）に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他の一切の処分
2　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他の一切の処分（ただし、再生債務者による取立てを除く。）
3　財産の譲受け（商品の仕入れを除く。）
4　貸付け（手形割引を含む。）
5　借財（ただし、小切手の振出及び商業手形の裏書譲渡を除く。）及び保証
6　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
7　訴えの提起及び保全、調停、支払督促の申立てその他これに準ずるものとして裁判所が指定するものの申立て並びにこれらの取下げ
8　和解及び仲裁契約
9　会社財産の無償譲渡（ただし、社会的儀礼の範囲のものを除く。）、債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
10　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
11　別除権の目的の受戻し
平成21年10月29日　岐阜地方裁判所

再生手続開始

平成２１年（再）第３号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦122番地
再生債務者　有限会社江崎セメント工業所
代表者取締役　江崎　直慶
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年12月２日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年１月13日から平成22年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部

平成２１年（再）第２号
大分市西新地１丁目14番１号
再生債務者　大分ホーバーフェリー株式会社
代表者代表取締役　木元　　智
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年12月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年２月17日から平成22年３月３日まで
大分地方裁判所民事第１部